

(陳受25第1号)

空襲被害者等援護法(仮称)の制定を求める意見書提出に関する陳情

受理年月日

平成25年5月23日

陳情者

八王子市松木9-5-9
全国空襲被害者連絡協議会
草野 和子

陳情の要旨

先の大戦から67年が経過した今日まで、空襲被害者や艦砲射撃、沖縄地上戦などでの民間人被害者への救済、補償はなく、放置されている一方で、軍人・軍属には戦後累計52兆円に上る国費で年金、恩給が支給されています。この不条理な差別を正すために全国空襲被害者連絡協議会を結成し、裁判と「空襲被害者等援護法」(仮称)の立法化を目指して努力しています。

先の大戦での空襲、艦砲射撃による甚大な被害は、200都市を廃墟にし、死者推定50万人など、被害は全国に及びました。東京では推計10万人を大きく超える死者、市街地の約70%が廃墟となり、被災者は300万人に上りました。

焼夷弾による無差別爆撃で、烈風烈火の中を逃げ惑い、橋上や路上で折り重なるようにして窒息死したり、熱さに耐え切れず川に飛び込み、川面は溺死体で埋め尽くされるなどの惨状となりました。

多くの被害者は、この空襲で障害者となり、今も入退院を繰り返している人、両親、兄弟を亡くして孤児となり、路頭に放り出された人々など、筆舌に尽くせない悲惨な体験を引きずって今も生きています。被害者は高齢化し、「このままでは死ぬに死に切れない」と、孫子の代に戦争の惨禍を繰り返させない平和な日本を手渡そうと頑張っています。

国は、凄惨な空襲の実相を後世に伝える諸資料の積極的な管理や活用もせず、空襲被害の追跡調査や空襲死者、被害者数などの調査もされず放置され、空襲資料館すらありません。

国際的には、先進国の多くは軍人・軍属と民間人との区別なく等しく救済、補償されています。

今、空襲被害者の救済と補償を求める運動に支持と共感の声が広まっています。マスコミの報道では、最近NHKの「東京空襲67年、遺族たちの叫び」の報道や、被害者の体験などが続き、東京高裁判決後は「辛苦67年消えぬ苦しみに補償を」(毎日新聞)、「国、できるところから援護を」(朝日新聞)、「人道主義で立法を急げ」(東京新聞)など、主要各紙で報道されています。

国会では、超党派の「議員連盟」が結成され、昨年6月13日に「立法案要綱」を確定し、多くの賛同が得られるよう国会内外で活動を進めています。

また、長崎県の佐世保市議会での昨年5月の意見書採択を初め、三多摩では三鷹、清瀬、立川、小金井で意見書が採択され、国会に提出されました。

以上のことから、武蔵野市議会におかれましても、政府に対し、「空襲被害者等援護法(仮称)の制定を求める国への意見書」を提出されることを求め、陳情いたします。